

Q 4 介護給付費明細書で、居宅サービス計画作成区分を「被保険者自己作成」に変更する場合の対処方法

■ 居宅介護支援事業所が決まらず、自己作成となる利用者がいます。どのように対処すればいいですか。

■ Answer

(1) メニュー【業務受付】→【利用者台帳】画面→【介護認定情報】画面で、[編集]ボタンをクリック後、該当認定情報の  ボタンをクリックします。

表示された【介護認定情報編集】画面で、「被保険者自己作成」にチェックを入れ、[更新]をクリックします。

(2) メニュー【サービス実績請求】→【サービス予定実績】画面を開きます。

[編集]ボタンをクリックし、そのまま[登録]ボタンのクリックで登録します。

登録後、[レセプト]ボタンをクリックし、表示された【介護給付費明細書】画面で、「居宅サービス計画作成区分」で「被保険者自己作成」が選択されていることを確認してください。

Point !

自己作成の場合、サービス提供実績票を印刷することができません。